

## 国営事業で造成された干拓土地改良事業施設の更新・保全に関する意見書の提出について

滋賀県近江八幡市には、戦後の国策である食糧増産等を目的とした国営で造成された四つの干拓土地改良区（琵琶湖干拓大中の湖、琵琶湖干拓小中之湖、水茎干拓及び津田内湖）があり、最も古い施設では、すでに整備後70年以上が経過している。さらに、整備後30年以上経過している施設も多数存在し、老朽化による各施設の更新及び保全整備が急務となっている。

しかし、国営干拓事業で造成された土地改良施設にもかかわらず、更新時において受益面積の規模により国営事業の採択が決定されることから、市域内の土地改良区において地元負担に格差が生じている。このことが、小規模土地改良区で不公平感が生じ、地元負担が増嵩し土地改良区の運営に支障を来している。さらに、干拓地は土地が低いため、常に区域内の内水排除を行う必要がある。このことは、区域内に住む住民の生命、財産を守るだけでなく、区域内を通る県道・市道等の公共道路や近隣の生活財産を守ることにも大きく寄与している。

よって、国会及び政府に対し、国策として国営干拓事業として整備された施設の更新及び保全整備は、国の責務によって受益面積の大小にかかわらず、国営事業として実施できるよう、国営事業の採択基準の面積要件の撤廃をしていただき、干拓土地改良事業施設の更新・保全が早期に実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

近江八幡市議会議長 園田 新一

衆議院議長	大島 理森 殿	宛
参議院議長	山崎 正昭 殿	
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	
農林水産大臣	森山 裕 殿	